

大和市告示第48号

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

(大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱(平成19年大和市告示第35号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号を次のように改める。

(4) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業費

附則第3項中「国保育対策要綱第3項第26号②エに掲げる新型コロナウイルス感染症対策として行う環境改善事業(安全対策事業)であって、令和2年1月16日から同年3月31日までに実施するものについては、当該事業を実施するために必要な経費(国保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。)を補助対象経費とし、国保育対策要綱別表に規定する基準額」を「次の各号に掲げる事業については、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)の国庫補助について(令和2年5月14日付け厚生労働省発子0514第1号厚生労働事務次官通知)別紙令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業(令和2年度補正予算分)分)交付要綱第3項に規定する環境改善事業(安全対策事業)であって、令和2年4月1日以降に実施するもの 当該事業を実施するために必要な経費(同要綱別表に規定する対象経費に限る。)を補助対象経費として算定した同表に規定する基準額
- (2) 令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)の国庫補助について(令和3年2月26日付け厚生労働省発子0226第1号厚生労働事務次官通知)別紙令和2年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)及び保育士修学資金貸付等事業(令和2年度第3次補正予算分)分)交付要綱第3項第2号に規定する環境改善事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)であって、令和3年1月1日以降に実施するもの 当該事業を実施するために必要な経費(同要綱別表に規定する対象経費に限る。)を補助対象経費

として算定した同表に規定する基準額

(3) 令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（児童福祉施設等分）交付要綱の制定について（令和2年9月8日付け次育第2125号神奈川県知事通知）別添令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（児童福祉施設等分）交付要綱別表第2欄に掲げる新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業であって、令和2年4月1日以降に実施するもの（当該事業を実施するために必要な経費（同要綱別表に規定する対象経費に限る。）を補助対象経費として算定した同表に規定する基準額

別表第1保育士宿舍借り上げ支援事業費の項中「第3項第5号」を「第3項第4号」に、「328,000円」を「345,000円」に改め、同表保育所等における業務集約化推進事業費の項中「国保育対策要綱第3項第11号」を「保育人材確保事業の実施について（平成29年4月17日付け雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添5保育人材等就職・交流支援事業実施要綱Ⅲ」に改め、同表3歳児受入れ等連携支援事業費の項中「第3項第22号」を「第3項第18号」に改め、同表保育所等業務効率化推進事業費の項対象経費の欄及び補助基準額の欄を次のように改める。

令和2年度（令和元年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）（令和元年度補正予算分）分）の国庫補助について（令和2年10月29日付け厚生労働省発子1029第1号厚生労働事務次官通知）別紙令和2年度（令和元年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）（令和元年度補正予算分）交付要綱（以下「令和元年度繰越分国保育対策要綱」という。）第3項①から④までに掲げる事業を実施するために必要な経費（令和元年度繰越分国保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。）	令和元年度繰越分国保育対策要綱別表に規定する基準額
--	---------------------------

別表第1短時間保育士雇上事業費の項中「経費」の次に「（短時間保育士要綱別表に規定する対象経費に限る。）」を加え、同表都市部における保育所等への賃借料支援事業費の項中「都市部における保育所等への賃借料支援事業費」を「都市部における保育所等への賃借料等支援事業費」に、「第2条第8号」を「第2条第5号」に、「都市部における保育所等への賃借料支援事業」を「都市部における保育所等への賃借料等支援事業」に改め、同表休日保育事業費の項中「通知」の次に「。以下「留意事項通知」という。」を加え、同表保育士加配事業費、民間保育所及び認定子ども園の項補助基準額の欄第4号中「国基準保育士等数」を「チーム保育保育士等数（国基準保育士等数に、留意事項通知別紙2Ⅲ第7項の規定の適用がある場合には1を、同別

紙 3 Ⅲ第 7 項及び同別紙 4 Ⅲ第 5 項の規定の適用がある場合には当該加算を算定するに当たっての加配人数をそれぞれ加えた数をいう。以下同じ。)」に改め、「1」の次に「を」を、「2」の次に「それぞれ」を加え、同欄第 5 号中「国基準保育士等数」を「チーム保育保育士等数」に改める。

(大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部改正)

第 2 条 大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

別表第 1 保育所等における事故防止推進事業費の項を削り、同表一時預かり事業費、民間保育所等の項対象経費の欄及び補助基準額の欄を次のように改める。

<p>一時預かり事業（支援要綱第 2 条第 1 1 号に掲げる一時預かり事業をいう。以下同じ。）を実施するために必要な経費（支援要綱別表に規定する対象経費に限る。ただし、一時預かり事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日付け 27 文科初第 238 号文部科学省初等中等教育局長・雇児発 0717 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙一時預かり事業実施要綱（以下「一時預かり事業要綱」という。）第 4 項第 1 号⑦に掲げる事務経費を対象経費とする場合は、同表一時預かり事業（別添 11）、一時預かり事業（その他分）の項第 3 欄に定める額を上限とする。）</p>	<p>次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 一般型一時預かり事業（支援要綱別表一時預かり事業（別添 11）の項第 3 欄第 1 項第 1 号に該当する一時預かり事業をいう。以下同じ。）を実施する施設 次に掲げる一般型対象児童（同号アに掲げる一般型対象児童をいう。）の数に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 2700 人以上 支援要綱別表一時預かり事業（別添 11）の項第 3 欄第 1 項第 1 号ア(ア)①の表に基づき算定される基準額。ただし、生活保護等世帯にあつては、当該生活保護等世帯に属する児童が利用した一般型一時預かり事業に係る利用者負担額のうち事業者が減免した額を加算した額</p> <p>イ 2700 人未満 次の表に定める一時預かり事業の年間延べ利用児童数の区分に応じた補助基準額（支援要綱別表一時預かり事業（別添 11）の項第 3 欄第 1 項第 1 号ウに掲げる緊急一時預かり対象児童の一時預かりを行った場合には、当該児童 1 人当たり日額として 1,640 円を加算し、同号エに掲げる加算の適用がある場合には当該児童 1 人当たり日額として 840 円を加算した額とする。）。ただし、生活保護等世帯にあつては、当該生活保護等世帯に属する児童が利用した一時預かり事業に係る利</p>
---	---

用者負担額のうち、事業者が減免した額を加算した額とする。

年間延べ利用児童数	補助基準額
1人以上12人未満	165,600円
12人以上24人未満	331,200円
24人以上36人未満	496,800円
36人以上48人未満	662,400円
48人以上60人未満	1,104,000円
60人以上80人未満	1,380,000円
80人以上100人未満	1,656,000円
100人以上120人未満	1,932,000円
120人以上140人未満	2,208,000円
140人以上150人未満	2,346,000円
150人以上300人未満	年間延べ利用児童数に1,725円を乗じて得た額に2,484,000円を加算した額
300人以上2,700人未満	年間延べ利用児童数に1,725円を乗じて得た額に2,760,000円を加算した額
2,700人以上	年間延べ利用児童数に2,400円を乗じて得た額に1,080,000円を加算した額

(2) 一時預かり事業（一般型一時預かり事業を除く。）

を実施する施設 支援要綱別表に基づき算定される基

	<p>準額。ただし、生活保護等世帯にあつては、当該生活保護等世帯に属する児童が利用した一時預かり事業に係る利用者負担額のうち事業者が減免した額を加算した額とする。</p>
--	---

別表第1都市部における保育所等への賃借料等支援事業費の項中「限る。」の次に「ただし、施設開所日から起算して3年を経過している施設の場合は、当該経費のうち特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）別表第2及び別表第3の規定により算定される賃借料加算の年額に相当する額の3倍を超え5倍に達するまでの部分に限り対象経費とすることができるものとする。」を加え、同表保育士加配事業費、民間保育所及び認定こども園の項補助基準額の欄中「276,000円」の次に「（第5号に掲げる保育士等の数を用いる場合にあつては同号に定める額）」を加え、「92,000円」を「82,800円」に、「の合計を乗じて得た額」を「をそれぞれ乗じて得た額を合算した額」に改め、同欄第4号中「チーム保育保育士等数（国基準保育士等数に留意事項通知別紙2Ⅲ第7項の規定の適用がある場合には1を、同別紙3Ⅲ第7項及び同別紙4Ⅲ第5項の規定）」を「公定価格算定保育士等数（国基準保育士等数に留意事項通知別紙2から別紙4までに定める各加算）」に改め、「加配人数」の次に「（ただし、留意事項通知別紙2Ⅲ第7項及び同別紙3Ⅲ第3項の規定の適用がある場合にはそれぞれ1とする。）」を加え、「する」を「し、1未満の端数があるときはこれを切り捨てる」に改め、同欄第5号中「チーム保育保育士等数」を「公定価格算定保育士等数」に、「第4号」を「前号」に、「する。）」を「し、1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） 82,800円（ただし、一時預かり事業の年間延べ利用人数（在籍園児としての利用は当該人数に含めないものとする。）が100人以上300人未満の場合は138,000円、300人以上900人未満の場合は220,800円、900人以上の場合は276,000円）」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱中第1条の規定は公表の日（以下「施行日」という。）から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 施行日前に第1条の規定による改正前の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定によってした処分、手続その他の行為であって、第1条の規定による改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 第1条の規定による改正前の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定に基づいて令和2年4月1日以後の分として交付を受けた補助金は、改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定による補助金の内払とみなす。